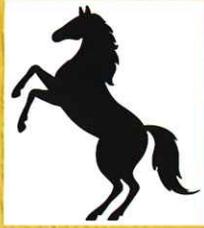


# 三光鳥



カンコウチョウ

静岡法律事務所グループニュースNO.11

2026(令和8)年1月吉日

発行 静岡法律事務所・弁護士法人静岡法律事務所  
弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス

代表連絡先：静岡法律事務所 <http://shizu-law.jp>

〒420-0867 静岡市葵区馬場町43-1

電話054-254-3205 F A X 054-253-5009



静岡法律事務所グループは静岡県内最大の法律事務所グループとして、皆様のお役に立てるべく日々努力しています。



## 新年明けましておめでとうございます



世界で武力紛争が絶えない中、新年を迎えました。今年こそ、世界に平和が訪れることを強く願っています。また、大きな災害が起きないことを祈っています。

当事務所は、本年も皆様方への法的サービスの提供等により、皆様方のお役に立てる存在となるべく努力を続けたいと思っておりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

静岡法律事務所一同

新年明けましておめでとうございます。

お陰様をもちまして、三島オフィスも開設から4年目を迎えることとなりました。

弁護士として2025年を振り返りますと、実に多様な活動に取り組んだ1年でした。裁判や弁護団活動などの本来的業務とは別に、小学校への出張授業、各種団体の勉強会等への積極参加を通じて様々な経験を積むことができ、忙しいながらも実りの多い1年であったと思います。三島オフィスは弁護士ひとりだけの事務所ですので、普段の業務と折り合いを付けながら活動を広げていくことは容易ではありませんが、できるだけ様々な社会問題に関心を向けながら、見識を深めていきたいと思っております。

今後も、地域に根ざした、身近で相談しやすい法律事務所を目指して努力し続ける所存です。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス 所長 弁護士 井上 将宏



## 無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できないこと、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご活用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約ください。

## 無料法律相談

【静岡法律事務所】054-254-3205

火曜相談・木曜相談 18時～20時

土曜相談・日曜相談 13時半～16時

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

〒411-0848 静岡県三島市緑町5-21

金曜相談 18時～20時 055-943-5350



### 特集 「中小受託取引適正化法（取適法）」について 弁護士 伊東 達也

「下請法」が改正され「取適法」（中小受託取引適正化法）として2026（令和8）年1月1日から施行されます。今回の特集では、同法についてご紹介します。

#### 1, 下請法から取適法へ

同改正は、近年、労務費や原材料費などのコストが急激に上昇している中、中小企業を始めとする事業者が賃上げの原資を確保し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を目指すために、取引の適正化と価格転嫁の促進を図る法改正です。これまでの親会社を「委託事業者」、下請会社を「中小受託事業」としています。従来の下請法からの主な改正点は以下のとおりです。

#### 2, 適用範囲の拡大

まず、事業者の基準の見直しとして、これまでの資本金基準に該当しない場合も、従業員数による基準（製造委託等の場合は常時使用する従業員数が300人、業務提供委託等の場合は同100人）に該当する場合は、取適法の適用対象となります。

また、従来は製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託に加え、新たに「特定運送委託」が追加されました。特定運送委託は、事業者が販売する物品や、製造や修理を請け負った物品などについて、その取引の相手方に対して運送する場合に、当該運送業務を他の事業者へ委託する取引です。

#### 3, 新たな禁止行為の追加

委託事業者の協議に応じない一方的な代金決定、手形払い等が新たに禁止行為として定められました。

#### 4, 面的執行の強化

複数の省庁が連携して違反行為に対応する「面的執行」が強化されます。これまでは公正取引委員会や中小企業庁が違反行為に対して指導・助言を行ってききましたが、事業所管省庁の主務大臣にも指導・助言の権限が付与されます。また執行機関（公正取引委員会など）に申し出たことを理由に不利益な取扱い（報復措置）を受けた場合の申告先として事業所管省庁の主務大臣が追加されます。

#### 5, その他

委託内容の明示に当たっては中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず電子メールなどでも可能になる、正当な理由なく委託事業者が製造委託等代金を減額した場合減額部分について遅延利息の支払い対象になる、といった改正もなされています。

### ひとこと

高市首相の「台湾有事」発言が波紋を呼んでいる。マスコミは、「言っていることは正しいが」などとも論評しているが、果たしてそうなのか？台湾有事が何故日本の存立事態危機になるのか、十分な説明がなされていない。何よりも、日本が本当に戦争をするのか？憲法が、それを許しているのか？国民の安全が守られるのか？

### 静岡法律事務所グループの事務所と所属弁護士

静岡法律事務所グループは、2つの法律事務所とそれを繋ぐ弁護士法人静岡法律事務所からなる県内最大の法律事務所グループです。

#### 【静岡法律事務所】

弁護士 大多和 暁	弁護士 望月 正人	弁護士 池田 剛志	弁護士 植松 真樹
弁護士 古澤 一樹	弁護士 菅野 雄児	弁護士 伊東 達也	弁護士 伊藤 博史
弁護士 桐山 圭悟	弁護士 上野 哲郎	弁護士 小川 寛大	弁護士 窪田 幹洋
弁護士 金光 誉樹	弁護士 丸山 大貴	弁護士 末高 裕之	弁護士 大石 光輝

#### 【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

弁護士 井上 将宏



### 【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額（主として月額3万円～）の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を随時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになり、また継続的な関係の中で顧問会社（組合）の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイスが可能となります。

さらに顧問会社（組合）の紹介による初回の相談料は無料ですし、契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社（組合）の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員（組合員）への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

### 三光鳥(サンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。

鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホシ(星)、ホイホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題といたしました。

